

地方税法施行規則の一部を改正する省令の概要

令和 2 年 7 月
総務省自治税務局

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号。以下「令和 2 年改正法」という。）の施行等に伴い、法人住民税、法人事業税、特別法人事業税、地方法人特別税等に係る様式及び記載要領についての所要の整備等を行うもの。

2 主な改正の内容

- （1）電気供給業の課税方式の見直しに伴い、所要の措置を講ずる。
- （2）特定寄附金を支出した場合の税額控除における控除割合の引上げに伴い、所要の措置を講ずる。
- （3）新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例に係る申告を地方税関係手続用電子情報処理組織（eLTAX）を使用して行うことを可能とする措置を講ずる。
- （4）その他、令和 2 年改正法の施行及び国税の様式改正に伴う所要の措置等を講ずる。

3 施行期日

原則として、公布の日から施行する。